

愛西市
藤浪駅前広場
運用マニュアル

令和7年6月2日 改定版

利用を希望される場合は、こちらを参照ください。

1. 藤浪駅前広場(許可エリア)とは

この広場は、イベント、マルシェ、キッチンカーなど多くの方に利用していただき、通常時は憩い・賑わいの拠点、災害時には安全を守る防災拠点を目指しています。



広場の設置目的

藤浪駅前広場は、平成15年度に名鉄藤浪駅における交通結節点機能の強化を図るために整備されました。しかしながら近年では清林館高校の駅近隣への移転や南河田工業団地の立地企業の操業に伴う駅利用者の増加が想定される一方で、施設の老朽化への対応及び賑わいの創出など、市の玄関口として相応しい安全・安心かつ快適な空間の提供が喫緊の課題となっていました。

そうした状況を踏まえ、市の将来的なまちづくりを展望し、令和5年度から令和6年度にかけて藤浪駅前広場の改修工事を行い、新たに「賑わい空間創出エリア」を設置しました。

「賑わい空間創出エリア」の設置にあたって

藤浪駅前賑わい創出事業による「市の玄関口である駅前の賑わいの創出」を目的として、愛西市活性化プロジェクト(官学連携事業)における駅前広場の将来像に対する要望・意見等を踏まえ、計画・再整備を行っております。

2. 藤浪駅前広場の図面

① 広場の場所



② 広場の詳細図面



3. 藤浪駅前広場の基本情報

名 称：愛西市藤浪駅前広場

所 在 地：愛西市諏訪町中島367番地3

面 積：許可エリア(全て) 700㎡
内訳：キッチンカーでの使用(A～C)各40㎡
※キッチンカー1台当たり 8m×5mを標準とします。

使用時間：午前6時～午後9時(準備・撤去時間を含む)
※ただし、早朝、夜間は近隣住民への騒音等を考慮してください。

使用期間：同一団体、法人及び個人の連続使用はエリア利用状況によります。
できるだけ多くの方に使用をしていただきたいため、ご遠慮いただくことも
ございますが、状況に応じて判断いたしますのでまずはお相談ください。

※連続使用の場合であっても、原則、当日の使用時間を越えて機材・資材等を置
くことはできません。

午後9時の時点で完全撤去を行ってください。

そ の 他：2025年4月1日使用開始

・この広場はイベント時以外は駅前広場として開放しているため、一般の利用者の
妨げにならないようにご利用ください。

・広場内は許可車両のみ進入できます。他の車両の進入及び駐停車は禁止してい
ます。

・使用後は使用前の状態に戻してください。損傷等があった場合、その修復費用は
原則使用者負担とします。

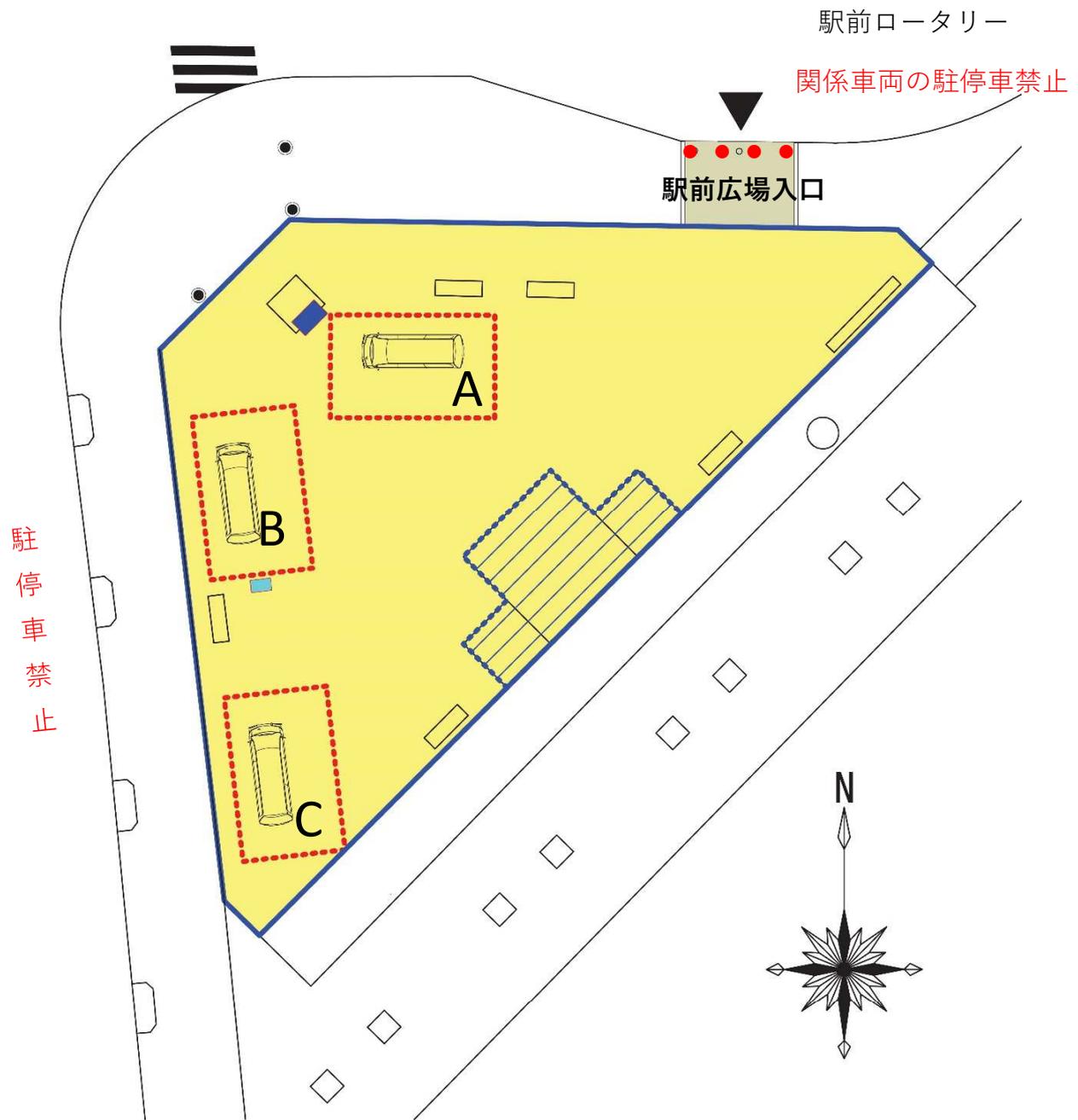
・車両の進入は駅前広場入口(鍵付きポール)以外からは行わないでください。



・広場内の車両移動の際は設置施設(東屋・
ベンチ等)に気を付けてください。

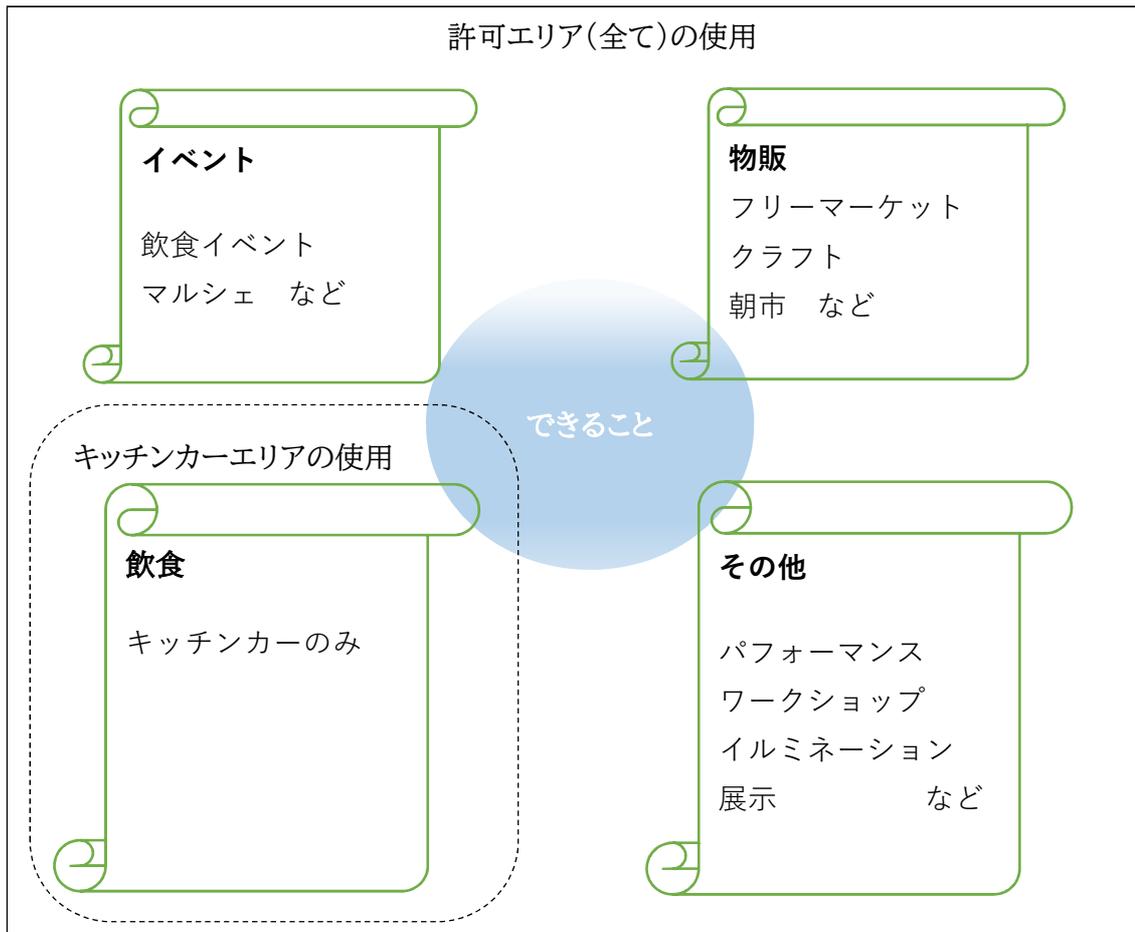


駅前広場の許可エリア詳細図面(キッチンカー配置はイメージです)



- | | | | |
|---|---|---|-----------|
|  | 許可エリア (全て 700㎡) |  | 鍵付きポールの位置 |
|  | 許可エリア (東屋 60㎡) |  | 電源ボックス |
|  | キッチンカーエリア (1台 40㎡)
(位置は配置イメージ。搬入・搬出に他キッチンカーエリアに
影響のないようにA~Cの付近で車両を配置) |  | 水栓 |

4. 広場でできること



5. 広場でできないこと

市民の皆さんにとって、より良い広場とするために、以下のルールを守っていただきますようお願いいたします。

【①広場の目的に反すること】

- 藤浪駅周辺のにぎわいに寄与すると認められない行為

【②勧誘・集会等を行うこと】

- 特定の宗教又は、政党に勧誘・集会等を行う行為
- キャッチセールス等の行為

【③危険な行為を行うこと】

- キャッチボールなどの球技、スケートボードをし、又はこれらに類する危険な行為



【④許可なく使用すること】

- 広場使用の際には必ず許可を得てください。

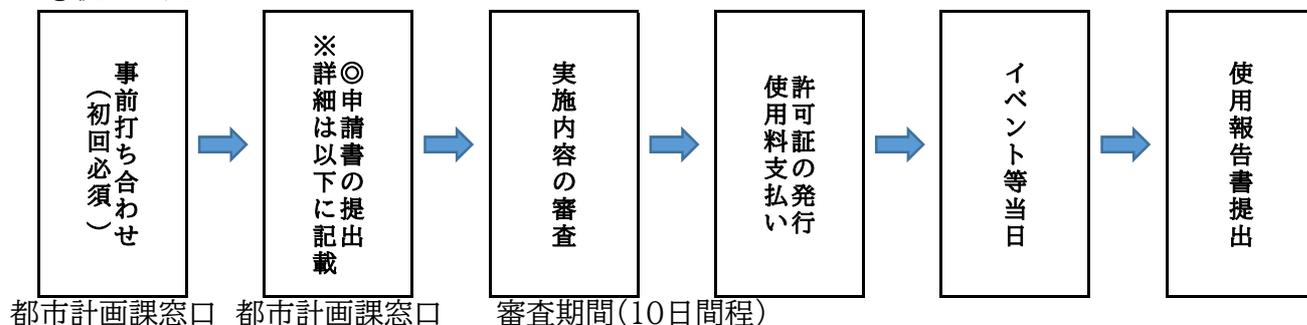
【⑤暴力団関係者等が使用すること】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」)若しくは同条第2号に規定する暴力団に若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による使用。愛西市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団の利益になる活動

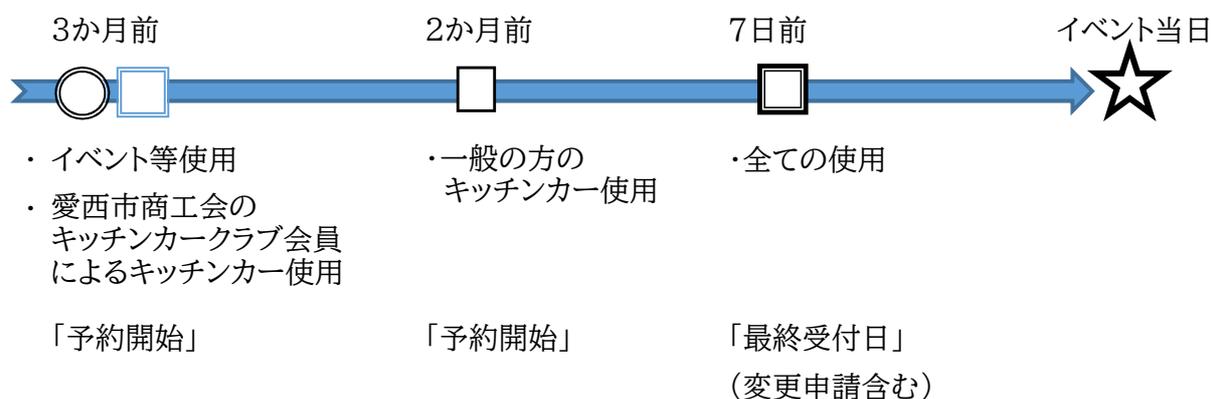
6. 使用までの流れ

初めて広場を使用する場合は、都市計画課窓口にて、事前打ち合わせが必要です。
複数の出店者と共同で行い、主催者を定める場合は、その方が申請書を提出してください。
許可を受けた目的以外で使用したり、その一部や全部を転貸したり、権利の譲渡はしないでください。
また、申請内容に変更がある場合には変更申請を行ってください。

○使用の流れ



○ 申請書の提出について



○ イベント等【許可エリア(全て)の使用】

事前相談の上、使用日の3か月前から7日前まで申請を受け付けます。イベント等内容を審査し、許可の判断をします。
※幅広く色々な方に使用していただきたいなどの理由から、日程の調整や場所の調整をお願いすることがあります。

□ 飲食【キッチンカーエリアの使用】(愛西市商工会のキッチンカークラブ会員)

事前相談の上、使用日の3か月前から使用日の7日前まで申請を受け付けます。
受付は原則先着順ですが、日程調整(イベント使用優先)や場所の調整をすることがあります。

□ 飲食【キッチンカーエリアの使用】(一般の法人・団体・個人)

事前相談の上、使用日の2か月前から使用日の7日前まで申請を受け付けます。
受付は原則先着順ですが、日程調整や場所の調整をすることがあります。

【注意事項】

- イベント規模によっては、複数回打ち合わせをお願いすることもございます。
- 窓口での受付は午前8時30分から午後5時15分までです。まずは都市計画課にご連絡ください。
※提出資料及び添付資料について詳細は次のページをご確認ください。

7. 申請書類について

7-1. 個人出店の場合

事前打ち合わせ後、利用希望日の1週間前までに、以下の提出書類および添付書類を提出してください。また、利用料は利用希望日の前開庁日までにお支払いいただきます。
利用料のお支払い後、鍵の受け渡しがありますので都市計画課までお越しください。

◎提出書類

- 1) 駅前広場行為許可申請書 (様式第1号)

- 2) 企画書兼計画書 (様式①)
 - ・SNS等のアカウント名等 ・出店者名
 - ・内容(種類・価格) ・出店店舗数

- 3) 店舗配置図

- 4) 誓約書 (別紙1)

◆添付書類

- ① 出店営業を行う品目に係る全ての営業許可証の写し
- ② 生産物賠償責任保険(PL保険)の加入が証明できる書類の写し
※①、②は飲食物を扱う場合
- ③ 車検証の写し(キッチンカーの場合)
- ④ 出店者の運転免許証の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※2回目以降の使用の際は、内容に変更がない場合、添付省略ができます。

※愛西市商工会のキッチンカークラブ会員は、①～③について初回使用時から添付省略ができます。

★利用後

駅前広場使用報告書(様式②)と活動内容がわかる写真を提出してください。

7-2. 複数同時出店の場合

複数同時出店の場合は、主催者(代表者)を定めてください。

- ・事前打ち合わせには、少なくとも主催者の方は出席をしてください。
- ・申請書および必要な添付書類は、団体の主催者の方が利用希望日の1週間前までに、ご提出ください。(個々の出店者がそれぞれ申請する必要はありません)
- ・利用料は、すべての出店者分をまとめて、主催者の方が利用希望日の前開庁日までにお支払いください。
- ・利用料のお支払い後、鍵の受け渡しがありますので都市計画課までお越しください。
- ・主催者の方は、団体用誓約書に記載された内容を必ず守ってください。

◎提出書類

- 1) 駅前広場行為許可申請書 (様式第1号)
- 2) 団体用企画書兼計画書 (様式①-1)
 - ・SNSのアカウント名等 ・出店者名
 - ・内容(種類・価格) ・出店店舗数
- 3) 店舗配置図
- 4) 団体用誓約書 (別紙1-1)

※団体用企画書兼計画書は、他の出店者分を含む全体での計画としてください。

◆添付書類

- ① 出店営業を行う品目に係る全ての営業許可証
- ② 生産物賠償責任保険(PL保険)の加入が証明できる書類
※①、②は飲食物を扱う場合
- ③ 車検証(キッチンカーの場合)
- ④ 出店者の本人確認(運転免許証など)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※①～④については代表申請者分のみとし、他の出店者分は愛西市への確認、書類提出は不要ですので、代表申請者にて確認してください。

※2回目以降の使用の際は、内容に変更がない場合、代表申請者分の添付省略ができます。

※愛西市商工会のキッチンカークラブ会員は、①～③について初回使用時から添付の省略ができます。

★利用後

駅前広場使用報告書(様式②)と活動内容がわかる写真を提出してください。

8. 使用料について

◎駅前広場のイベント等使用料

金額(1日あたり)

区画	税抜	税込
許可エリア(全て)	16,100円	17,710円

※東屋(休憩場所)を他の目的でご使用の際は、ご相談ください。

◎駅前広場のキッチンカー使用料

金額(1日あたり)

区画	税抜	税込
キッチンカーエリア(1台)	920円	1,012円

※1台あたり、搬入・搬出時の安全距離確保等のため40㎡とします

○キャンセル料・振替予約

取消理由	申告時期	キャンセル料
天災等による取消の場合 警報等発令時は中止	—	なし 振替予約
風・雨が強いなど、安全に広場の 使用ができないと判断した場合	—	なし 振替予約
自己の都合の場合	使用日の7日前まで	なし 振替予約
	使用日～6日前	使用料金の100%

※原則、既納の使用料は還付できません。振替予約での対応をお願いします。

9. 料金の減免について

愛西市が公益上特に必要があると認める事業又は、特別の理由があると認める事業は使用料が減免となる場合があります。

使用料の免除を受けようとする場合は、駅前広場行為許可申請書又は駅前広場行為許可変更申請書にその旨を記載のうえ提出してください。

10. 必要な申請や届出について

①イベントなどを実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)駅前広場管理条例及び同条例施行規則を遵守してください。

②関係機関との調整や届出が必要となる場合は、利用者で手続きを行ってください。

主な窓口は以下のとおりです。

イベントなど活動の内容	申請先	住所
食品を提供する活動を行う場合	津島保健所	津島市橘町4丁目50-2
火器器具等を使用する場合	愛西市消防本部	愛西市西保町西川原25

◆音響設備など◆

アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前に都市計画課と協議してください。近隣住民や駅利用者などの迷惑にならないようにしてください。

①管理運営上、周辺住民や通行者、また交通機関に支障があるときは、音量制限をさせていただきます。

②通行者や交通事業者、近隣住民などから苦情が寄せられたときは、イベントなどを中止していただく場合がありますのでご注意ください。

◆持ち込み物品、設備について◆

持ち込み物品は、事前に確認させていただきます。

①複数日にまたがるご使用の場合、テントや資材などの持ち込み物品は原則として毎日撤去してください。

②電源コード類はつまづかないように養生するほか、必要に応じて、誘導員を配置してください。

11. 設備・備品の使い方について

○駅前広場入口のポールの鍵、開閉について

- ・ポールには鍵がかかっています。
- ・ポールの鍵は、当日又は前日に都市計画課窓口で許可証及び納付済証を確認のうえお渡しします。使用後は、すみやかに返却をお願いします。

(窓口対応時間:休日除く平日8時30分～17時15分)

- ・搬入・搬出の短時間に限りポールを外したままにさせていただくことは可能ですが、搬入・搬出後は必ずポールを立てていただくようお願いします。

○パーゴラ(防災東屋)、ベンチなどについて

- ・パーゴラ(防災用カーテン)、かまどベンチなどについては鍵がかかっています。
- ・イベント等でご使用される場合については事前打ち合わせの際に説明します。

○電気・水道の使用について

- ・原則、使用はできません。各自で準備してください。

12. 駅前広場(許可エリア)を使用する際の約束ごと

- ① 利用中は、駅前広場行為許可書の原本を携帯してください。
- ② 利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、利用者が責任をもって行ってください。
※設置物の転倒防止・風の対策を行ってください。
- ③ 会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④ 会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生したなどルールを守らない場合は、強制的に中止していただくことがあります。その場合、使用料の返金や保障は行いません。
- ⑤ 利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難、破損などのすべての事故について、その責任は利用者が行なうものとし、その損害額のすべてを賠償していただきます。
- ⑥ 電気・水道について、原則使用はできません。各自で準備をしてください。
- ⑦ アンプやミキサーなどを使用した音響は禁止です。その他簡易なBGM等を使用する場合は、事前に都市計画課と協議してください。
- ⑧ テープを使用する場合は跡が残らないように、養生テープや粘着力の弱いテープを使用してください。
- ⑨ 使用後は、広場及び周辺の施設(広場から公衆トイレ内まで)を含めてゴミを回収してください。
※ゴミ箱を設置し、当日発生したゴミは、持ち帰ってください。
- ⑩ 広場使用後は使用前の状態に戻してください。破損等は、原則、利用者負担で修復となります。
- ⑪ 許可エリア内では搬入・搬出時以外の駐停車を禁止します。また搬入・搬出時は歩行者、公園利用者に注意し、他の車両に迷惑とならないようスムーズに行ってください。
※搬入・搬出時を含め、駅前広場入口以外の歩道部分への乗入れは禁止です。
※隣接する道路へは短時間であっても、駐停車禁止のご協力をお願いします。
- ⑫ 車両侵入口のポールは、車両の移動が済み次第速やかに元に戻し、他の車両が侵入できないようにしてください。
- ⑬ それぞれ別の利用者が使用する場合は、お互いの使用の妨げにならないよう配慮してください。
- ⑭ キッチンカー以外の火器の使用は禁止です。
※キッチンカー使用には、消火器の携帯を必須とします。
- ⑮ 汚水は持ち帰り、利用者負担で処分してください。
- ⑯ その他、施設を傷つける可能性のある行為は、都市計画課と協議してください。
- ⑰ 甚大なルール違反、事故等の場合、次回以降の使用を禁止させていただく場合があります。
- ⑱ その他、有事の際は都市計画課の指示に従ってください。

13. Q&A

◆ 予約に関する内容 ◆

Q :予約はどのように行いますか。

A :イベント等で許可エリア(全て)の使用する場合及び愛西市商工会のキッチンカークラブ会員がキッチンカーを使用する場合は使用日の3か月前から、一般の方がキッチンカーを使用する場合は使用日の2か月前から申請を受け付けています。

使用許可の判断は、申請窓口の都市計画課において審査し、決定します。

※ただし、すべての申請は7日前が最終受付となります。

(詳細はP.6を参照してください。)

Q :定期的に毎週、または、毎日使いたいのですが予約はできますか。

A :エリア利用状況によっては、できるだけ多くの方に使用をしていただきたいためご遠慮いただくこともございますが、状況に応じて判断いたしますので、まずはご相談ください。

Q :どのような人が使用できますか。

A :駅前広場のにぎわいに寄与し、政治目的や特定の目的、暴力団関係者等でなければ、団体、法人、個人、市内外を問わずどなたでも使用できます。

(詳細はP.5を参照してください。)

◆ 当日に関する内容 ◆

Q :資材を積んだ車を乗り入れてよいですか。また、その車をそのまま駐車しておいてよいですか。

A :準備・片付けの段階で、2t以下の車両の乗り入れは可能ですが、キッチンカー以外は常時駐車したままにはできません。搬入・搬出に使用した車両については近くの駐車場をご利用ください。また2日以上連続した使用についても、店の機材等を広場に置いたままにせず、毎日原状回復してください。

Q :準備片付けは、使用時間を超えて行ってもよいですか。

A :準備片付けも含めて使用時間内(午前6時から午後9時まで)でお願いします。

Q :歩道上のイベントですが、一般の歩行者の通行制限はできますか。

A :歩行者を通行止めにする通行規制はできません。歩行者通行部分は、許可エリアに含まれないため、許可エリア内で、イベント等を開催してください。点字ブロック付近は、エリアに含まれないため、何も置くことができません。

Q :歩行者やイベント来場者の安全確保は、市で行ってもらえますか。

A :市では行いません。イベント等を開催する広場の利用者の責任において通行整理、警備を行ってください。

Q :ゴミはどこに捨てればよいですか。

A :広場内にゴミ箱は用意しておりません。利用者の責任において、ゴミ箱を設置してゴミを回収し、持ち帰り処分してください。特に調理を伴う販売を行う際は、ゴミ箱の設置は必須とします。

Q :調理を伴うテント出店は可能ですか。

A :出店は可能ですが、火器を使つての調理の出店は、キッチンカーのみ可能です。
※どのような行為が『調理』にあたるかは、事前に津島保健所へ確認してください。

◆ 不測の事態に関する内容 ◆

以下の内容は広場の使用に、危険が生じるため速やかに市へ連絡してください。

Q :準備や片付け、イベント開催中に事故、ケガなどがあつた場合は、どのように対応すればよいですか。

A :広場を使用する利用者の責任において、場合によっては緊急車両を手配し、事故・ケガなどに対応してください。また、都市計画課へも連絡してください。

Q :ベンチ等の備品を壊してしまいました。

A :利用者の責任において原状回復をしていただきます。破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対処を行っていただき、至急都市計画課に連絡してください。

◆ 提出書類に関する内容 ◆

Q :販売禁止品目や営業できない店舗はありますか。

A :コピー商品など法律に違反する物品は販売できません。公序良俗に違反する物品の販売はできません。その他市長がふさわしくないと判断したものは、販売をお断りしています。飲食物を販売する場合は、保健所の営業許可を受けていない品目は販売できません。

Q :コンサートを予定していますが、音響機材の貸し出しはありますか。

A :音響機材の貸し出しは行っていません。にぎわい広場は、住居が近くにあるため、大きな音を出すことができません。司会者のマイクなど必要な程度の機材をご自身で用意してください。

※その他、不明点は問合せください。

平 日：愛西市役所都市計画課 ダイアルイン0567-55-7126(8:30～17:15)

土日祝：愛西市役所 代表電話0567-26-8111

改訂履歴

令和7年6月2日 必要添付書類の見直し